

救急病院等における勤務医の働き方改革への特例的な対応について

中 医 協 総 - 3
2 . 1 . 2 9

- 令和2年度の診療報酬改定においては、過酷な勤務環境とならない救急医療体制における重要な機能を担う医療機関(具体的には年間救急車等受入2000台以上)について、地域医療の確保を図る観点から評価を行うことを検討。
- 一方、地域医療介護総合確保基金においては、診療報酬の対象とならない医療機関(B水準相当)を対象として、地域医療に特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となつている医療機関について、医師の労働時間短縮のための体制整備に関する支援を行う。

診療報酬の対象要件のイメージ（公費ベース126億円）

1. 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急用ヘリコプターによる搬送受入件数が年間で2000件以上であること。
2. 病院の医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制として、次の体制を整備していること。
 - ・病院勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること
 - ・多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、計画を作成すること

基金事業の対象要件のイメージ（公費ベース143億円）

1. 補助の対象となる医療機関は、以下のようないくつかの都道府県知事が認める医療機関を想定。
 - ・救急車受入件数が1000台以上2000台未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
 - ・救急車受入件数が1000台未満のうち、
 - 一 夜間・休日・時間外入院件数が500件以上で、地域医療に特別な役割がある医療機関
 - 一 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
 - ・地域医療の確保に必要な医療機関であって、
 - 一 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
 - 一 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合
 - ・その他の在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
2. 基金の交付要件として、追加的健康確保措置に取り組み、かつ、時短計画を定めるなどを条件に交付する。
3. 上記の総合的な取組に要する、ICT等機器、休憩室整備費用、改善支援アドバイス費用、短時間勤務要員の確保経費等をパッケージとして補助。